

兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）

携帯電話等不感知対策事業者募集要項

令和7年7月

兵庫県立西宮病院

1 目 的

この要項は、兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）（以下「当センター」という。）において行政財産の使用許可を受け、病院利用者および職員の利便性の向上を図ることを目的として、携帯電話等の不感知対策を管理する事業者（以下「管理事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するための必要な手続等について定める。

2 不感知対策の概要

（１）対策

病院棟全エリアにおける屋内インフラシェリングによる携帯電話等の電波環境整備

（２）機器備品等

管理業務に必要な機器、備品等は管理事業者が用意し、設置工事費用等は管理事業者の負担とする。

（３）電気、機械設備等

コンセント、その他の電源などの電源工事費用は管理事業者の負担とする。

その他必要な機器は管理事業者が用意し、設置費用等も管理事業者の負担とする。

（４）契約終了時（途中契約時を含む。）の原状復帰

管理事業者が設置した機器、備品等は管理事業者の負担で撤去するとともに、工事を行った部分についても管理事業者の負担で原状に復すること。

3 当センターの概要（令和８年７月１日開院予定）

（１）所在地

西宮市津門大塚町 11 番 62 号

（２）病床数等

許可病床数 ＝ ５５２床 稼働病床数 ＝ ５０２床

診 療 科 ＝ ３５科

（内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、脳神経内科、血液内科、腫瘍内科、糖尿病・内分泌代謝内科、リウマチ内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、消化器外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、歯科口腔外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線診断科、放射線治療科、リハビリテーション科、病理診断科、救急科、精神科、麻酔科、産婦人科、小児科、臨床検査科、ペインクリニック内科、ペインクリニック外科）

（３）構造規模等

病院棟：延床面積 約 55,000㎡

鉄骨造（免震構造）地上 11 階、塔屋 1 階（ヘリポート）

（参考：県立西宮病院（以下「当院」という。）の状況）

①病床数等

許可病床数 ＝ 400床 稼働病床数 ＝ 400床

診 療 科 ＝ ２６科

②患者数（当院 令和６年度実績）

１日平均入院患者数 ＝ 306人 １日平均外来患者数 ＝ 603人

延入院患者数 ＝ 111,792人 延外来患者数 ＝ 146,636人

③職員数（当院 令和7年3月31日現在）

約960人（会計年度任用職員等含む） ※開院時に増員予定

④当院で働く委託業者従業員数（当院 令和6年度実績）

約170人（医事、清掃、警備等） ※開院時に増員予定

4 不感知対策開始日

開院日である令和8年7月1日（水）を原則とする。

5 応募資格要件

次の要件をすべて満たす管理事業者に限り応募できるものとする。

（1）許認可等の取得者

- ① 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及び電波法（昭和25年法律第131号）、その他関係法令を遵守し、必要な登録及び認可を受けていること。
- ② 当センターと同等以上（延床面積50,000㎡以上、病床数500床以上）の施設等において導入実績があること。

（2）欠格要件のない者

次の①から⑤までのいずれの項目にも該当しない者であること。

- ① 兵庫県から指名停止措置を受けている者
- ② 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ③ 国税及び県税を滞納している者
- ④ 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者
兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

6 公募条件

（1）使用許可期間

不感知対策の開始から4年を過ぎた後に最初に到来する3月末（R13.3月末）とする。
なお、詳細な許可開始時期については、決定事業者と当センターと協議して決定する。

（2）使用料

①基本使用料

- ア 専用部分の面積が0.4平方メートル未満のもの
年額4,210円／台
- イ 専用部分の面積が0.4平方メートル以上0.7平方メートル未満のもの
年額7,350円／台
- ウ 専用部分の面積が0.7平方メートル以上1.0平方メートル未満のもの
年額10,810円／台
- エ 専用部分の面積が1.0平方メートル以上2.0平方メートル未満のもの
年額14,010円／台

※なお、使用許可後に、病院局公有財産取扱規程の建物使用料にかかる改定があった場合は、改定後の建物使用料により計算した額を基本使用料とする。

※使用許可は年度ごとの許可とする。使用許可の期間に1年に満たない端数があるときは月割りをもって計算し、1月に満たない端数があるときはこれを1月として計算する。

②追加使用料

基本使用料に加え、追加の使用料の提案も可能とする。

③使用料の納付

基本使用料の納付は、当センターが発行する納入通知書により、年度当初に一括して納付すること。

(3) 必要経費等の負担

次に掲げる経費等は、すべて管理事業者の負担とする。

- ① 使用許可部分に係る光熱費
- ② 通信運搬費、消耗品費及びその他不感知対策の管理業務に関する一切の経費
- ③ 管理事業者による使用許可部分の設備汚損、破損に対する対応経費
- ④ 不感知対策の管理業務に当たり、病院利用者及び職員に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費
- ⑤ 使用許可部分に係るセキュリティー経費及び火災保険料等

※なお、使用許可部分に係る消防設備点検経費等病院建物の維持管理のため、当センターが委託契約している業務にかかる経費については、各年度末に当センターから管理事業者あてに納入通知書を送付する。

7 管理全般に係る遵守事項

- (1) 電波環境整備は、病院利用者及び職員の利便性向上の重要な要素であることを十分認識し、病院運営に貢献すること。
- (2) 管理事業者は、物件を他の者に転賃し又は担保に供してはならない。
- (3) 行政財産使用料及び光熱水費等の立替え費用等の必要経費については、当センターが示す納期限までに確実に納付すること。
- (4) その他不感知対策の管理に関し、当センターの指示及び要望がある場合は、速やかに対応すること。
- (5) 行政財産使用料及び光熱水費等の立替え費用等の必要経費については、当センターが示す納期限までに確実に納付すること。

8 参加申込手続き

(1) 提出書類 (①～⑥は各1部、⑦は正本1部、副本7部、⑧は8部)

- ① 参加申込書 (様式第1号)
- ② 欠格要件なきことの誓約書 (様式第2号)
- ③ 令和6年度納税証明書
- ④ 発行後3ヶ月以内の商業登記簿謄本 (法人のみ)
- ⑤ 発行後3ヶ月以内の身分証明書 (「本籍地市区町村が証明するもの」及び成年被後見人、被保佐人とする記録がない旨の「法務局に登録されていないことの証明」)
(個人の場合のみ必要)
- ⑥ 本要項5(1)に係る必要な許認可等を証する書類の写し (必要に応じ)
- ⑦ 企画提案書 (様式第3号、様式第3-2号) ※A4版、10ページ以内
- ⑧ 会社パンフレット等その他参考資料 (必要に応じ)

(2) 書類の提出期間

①参加申込書

ア 提出期間

令和 7 年 7 月 28 日（月）から令和 7 年 8 月 13 日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の、毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

イ 提出方法

所定の参加申込書様式等により行うこととし、持参又は郵送とする。

②質問書の提出

参加申込書または企画提案書の提出にあたり質問がある場合は、様式第 4 号の質問書により直接持参するか、FAX または郵便により提出すること。

ア 提出期間

令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 8 月 5 日（火）まで（土曜日、日曜日を除く）の、毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

イ 回答

令和 7 年 8 月 8 日（金）まで

※参加申込者全員に回答書を電子メールにて送付する。

③企画提案書

ア 提出期間

令和 7 年 8 月 14 日（木）から令和 7 年 8 月 25 日（月）まで（土曜日、日曜日を除く）の、毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

イ 提出方法

所定の企画提案書等により行うこととし、持参又は郵送とする。

※いずれも郵送の場合は必着とする。参加申込書を期限までに提出しなかった場合には、企画提案書を提出することはできないので留意すること。

④プレゼンテーションの実施

企画提案書の提出者によるプレゼンテーションを 8 月末頃に実施する。詳細については別途通知する。

提案書に記載のない内容のプレゼンテーションは、審査において評価しない。

(3) 提出先

〒662-0918 西宮市六湛寺町 13 番 9 号

兵庫県立西宮病院 総務部総務課

電話 0798-34-5151 FAX 0798-23-4594

9 企画提案項目

- (1) 対応通信事業者
- (2) データ通信環境（データ速度・通信容量、対応する周波数帯域等）
- (3) 災害時等における通信手段
- (4) 保守管理体制
- (5) 導入費用・維持管理費用
- (6) 導入実績
- (7) 導入スケジュール（サイトサーベイの実施等）
- (8) その他（基本使用料、追加使用料、使用面積、当該事業の将来性、追加提案等）

10 企画提案書作成上の注意

- (1) 企画提案書の規格はA4版とする。
- (2) 企画提案書は、分かり易く簡潔に記載すること。
- (3) その他の添付書類については必要最小限のものとする。
- (4) 企画提案書は返却しないので留意すること。
- (5) 企画提案書や必要書類の作成、提出に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (6) 企画提案者から提出された企画提案書の著作権は、当該企画提案者に帰属するものとする。
また、提出書類に記載された個人情報、本件管理事業者選定のための評価、手続きに使用すること以外に、企画提案者の承諾を得ずしては使用しないものとする。

11 企画提案書の審査及び結果の通知等

企画提案者から提出された企画提案書等の内容を審査し評価したうえで、最も優れた管理業者を選定する。

(1) 決定方法等

当院において設置する審査委員会で総合的に評価したうえで、最も優れた企画提案者を管理事業者に内定（以下「内定管理事業者」という。）する。

ただし、本項（5）により、当該内定管理事業者の内定が取り消された場合は、次点の企画提案者を新たな内定管理事業者とする。

なお、提案内容の審査は書面によることを基本とするが、提案の内容・趣旨を正しく理解するため、必要に応じて審査委員会で個別にヒアリングを行う。

(2) 審査結果の通知

審査結果は企画提案者全員に、令和8年9月4日（木）までに当院長が通知する。

(3) 非選定理由の開示請求

内定管理事業者に選定されなかった者は、非選定理由を通知の日の翌日から7日以内に文書で求めることができるものとする。

12 内定から使用許可までの協議・調整

現時点で当センターの院内スマホ導入事業者（以下「スマホ事業者」という。）が決定していないため、内定から使用許可に至る手続きについては、以下の方針により協議・調整を行う。

- ① 内定管理事業者はスマホ事業者決定後（11月頃決定見込み）に不感知対策について協議・調整を行うこと。※スマホ事業者には院内不感知対策を求める予定。
- ② 協議・調整の結果は速やかに当センターに報告すること。特に企画提案項目の内容に変更が生じる場合は詳細に報告を行うこと。
- ③ 当センターとして上記報告内容が企画提案の内容に著しく影響を与えるものと認められ、当センターとして受け入れられない場合、変更を認めない場合があるほか、使用許可を認めないことができるものとする。
- ④ 内定管理事業者は、スマホ事業者との協議・調整の結果、やむを得ない理由により企画提案項目を遵守できない場合、内定を辞退することができるものとする。
- ⑤ 上記③④により使用許可を行わない場合、他に定めるものを除き、当院並びに内定管理事業者がそれまでに負担した経費はそれぞれの負担とする。

13 使用許可手続き

(1) 事業計画の確定

内定管理事業者は、スマホ事業者との協議・調整が終了した段階で、事業計画の変更の有無等を当センターあて書面で報告し、了承を得ること。

（２）行政財産使用許可申請の手続き

内定管理事業者は、上記了承を得た後に、当院が指定する期日までに行政財産使用許可の申請書類を当院総務課に提出すること。

（３）内定管理事業者の取消し

次の場合には、内定管理事業者の内定を取り消すものとする。

- ① 正当な理由がなく、上記（２）の期日までに行政財産使用許可の手続きに応じなかったとき。
- ② 内定から行政財産使用許可の手続きまでの間に、内定管理事業者の諸般の事情変化等により企画提案した不感知対策の敷設の履行が確実にないと当院が判断したとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、不感知対策の管理事業者としてふさわしくないと当院が判断したとき。